

令和 8 年度 事業計画

(令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで)

I 基本方針

本協会は、行政手続のオンライン化、測量技術の高度化、地図情報のデジタル化など、社会全体で進むデジタルトランスフォーメーション（D X）を、**令和 8 年度の最重要戦略として位置付ける。**

D Xを通じて、

- ・業務の標準化・効率化
- ・成果の高度化・品質向上
- ・会務運営の透明性・迅速性
- ・災害対応力の強化
- ・関係機関とのデータ連携の深化

を実現し、公益社団法人としての社会的使命をより確実に果たす。

本年度は、従来の業務運営を単に改善する段階から一歩進め、「**デジタルを前提とした業務体系への転換**」を推進する。

1. 法定事業の制度啓発及び事業推進

- (1) 公共嘱託登記業務の受託拡大に向けた取組の推進
- (2) 公共嘱託登記業務の公共調達適正化の提言
- (3) 狭あい道路に関する業務開拓の推進

2. 関連事業の受託拡大と受託体制の整備

- (1) 地図整備事業の推進（法第 1 4 条地図作成作業、地籍調査事業等）
- (2) 高度かつ適正な成果を確保するための受託体制の強化

3. 自主事業の拡充及び推進

- (1) 登記基準点と境界標識の設置作業推進
- (2) 防災、災害復旧支援事業の推進

4. 業務処理の標準化及び管理体制の徹底

- (1) 業務適正処理のための業務研修の実施
- (2) 業務処理システムによる業務の適正管理の推進
- (3) 業務処理のための設備投資と環境の整備

5. 公益社団法人としての適正な会務運営

- (1) 法令、定款及び諸規則に則った会務運営の実施
- (2) 定款、諸規則等の見直しと必要な規則、細則の制定
- (3) 各機関の役割と責任の明確化並びに適切な会議開催
- (4) 役員、職員のスキルアップと協調による会務運営
- (5) 経営基盤の安定のための適正な運営費の確保

6. 関係機関及び関係団体との連携強化

- (1) 全公連、四公連及び他協会との連携
- (2) 本会、政治連盟との連携
- (3) 行政機関、関係士業団体との連携
- (4) 本会及び政治連盟と連携した「狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛」の開催

Ⅱ 事業関係

1. 総務部

(1) 社員の執務の指導及び連絡に関する事項

- ・社員の状況把握に努めるとともに、個々の資質向上及び業務能力の向上を図るため、各種研修会への参加を推進する。

(2) 社員の入会及び退会並びに職員の人事に関する事項

- ・適切な会議運営及び電子会議の活用により、迅速かつ円滑な入会手続の実施に努める。
- ・事務局職員との情報共有を図るとともに、関係法令を遵守し、良好な労働環境の整備に努める。

(3) 帳簿及び書類の保守に関する事項

- ・法定書類の作成及び保存・管理を適切に行うとともに、保管期限を経過した書類の適正な廃棄を実施する。
- ・開示義務のある書類については、関係法令に基づき適切な管理及び公開に努める。
- ・D X及びA I等の活用による文書管理の効率化並びに事務処理の省力化について検討を進める。

(4) 文書の収受、発送に関する事項

- ・出張については指示書及び報告書により、会務については報告書により適正な管理を行う。
- ・他団体等との連絡については文書による受発信を原則とし、その経過の保存・管理を適切に行う。
- ・電子的手段を活用した情報共有及び事務効率化を推進する。

(5) 理事長印、協会印の管守に関する事項

- ・理事長印及び協会印については、事務局長が金庫に保管し、安全かつ適正な管理に万全を期する。

(6) 協会及び社員に関する情報の公開に関する事項

- ・ホームページにより協会及び社員に関する情報を公開するとともに、社員名簿を備え付け、官公署等からの要請に応じた適切な情報公開に努める。
- ・社員の利便性向上及び情報発信力の強化を図るため、ホームページのリニューアルを推進する。
- ・D Xの推進による情報提供の充実に努める。

(7) 広報に関する事項

- ・ホームページにおいて、協会の目的、事業内容及び情報公開書類等の最新情報を適時掲載するとともに、啓発パンフレット等の配布により広報活動を推進する。
- ・官公署、関係団体及び県民に対する情報発信の強化を図るため、ホームページのリニューアルを推進する。

(8) その他、他の部の所掌に属さない事項

- ・令和7年公益法人制度改正により、外部理事及び外部監事の選任が公益認定基準の一つとなったことから、令和9年度に向けた外部監事の選任について検討を進める。
- ・会務運営の効率化及び情報共有の円滑化を図るため、A I等のデジタル技術の活用について調査・研究を進める。

2. 経理部

(1) 入会金及び会費の徴収に関する事項

適切な入会手続に努め、入会金・会費の確実な徴収を実施する。

会費が期限内に未納付の社員については、定款・諸規則に則り、迅速に連絡・督促を行うことにより、会務運営の適正化を図る。

(2) 予算及び決算に関する事項

公益目的事業における契約・見積・請求等の収支予測に基づき、適正な予算措置を行う。

経常費用の支出について、事務局との連携を図り、公益法人会計基準に則った適切な決算を執り行う。公益事業収益が一定しないという協会の体質上、将来の法人運営に必要な資金を確保する。

インボイス制度への対応については、新たな登録者や登録取り消し者の把握に努める。登録者と未登録者の混在する業務については、消費税の確定に支障の無いよう、適切なシステム運用をお願いする。

理事員数や報酬額の変更、支所費の考え方等による支出の変動については十分注意する。

(3) 金銭及び物品の出納に関する事項

経理事務の合理化、効率化を目指し、会計ソフト及び給与計算ソフト等を有効に利活用する。

確実なセキュリティを担保したネットバンキングによる支払決済を今後とも継続し、適正な費用支出に努めるとともに、社員への決済は基本的にネットバンキングにて行う。

手元現金の管理については、毎月末には事務局長が点検するとともに、毎年12月末及び年度末には経理部長により点検確認する。

(4) 資産の管理に関する事項

協会が取得する事務機器、公益目的事業財産及び災害対策用備品の管理については、台帳を整備して適切な管理に努める。また、保管期間が経過した書類については、会計処理規程に基づき適切に廃棄する。

(5) 物品の購入・頒布に関する事項

物品の購入についてはその目的を十分に吟味し、購入及び頒布は適切に行う。また、自主事業を目的とする物品やソフト類については、必要性や有効性を検討の上、購入または継続を目指す。

3. 業務部

(1) 法定事業の推進

- ①未契約の県下各市町に対して継続して業務啓発にかかる提案を行う。
- ②契約済みの市町においても関係各課に継続して啓発活動を行う。
- ③県内各市町に対して狭あい道路整備促進事業に係る分筆登記業務の提案を行う。
- ④官民境界確認補助業務開拓に向けて、調査・研究を行う。

(2) 関連事業の推進

①法務局地図作成事業

令和7・8年度松山市味生地区（松山市北斎院町の一部、北西部）地図作成事業を継続して行う。

令和8・9年度松山市味生地区（松山市北斎院町の一部、南西部）地図作成事業の入札に対応する。

②地籍調査事業

松山市市街地及び山間部、伊予郡松前町、今治市、新居浜市、大洲市、宇和島市について継続して地籍調査事業を行う。

実施地区については以下のとおり。

松山市市街地：太山寺地区（H工程）

松山市山間部：菅沢地区及び神次郎地区の一部（H工程）、菅沢地区及び神次郎地区の一部（E2工程）

伊予郡松前町：浜（本村）（H工程）

今治市：大新田町一丁目～五丁目（概況調査）

新居浜市：北新町（概況調査）

大洲市：菅田地区一筆地調査委託業務（菅田第12計画区）（E工程）

宇和島市：築地町二丁目、弁天町一丁目、弁天町二丁目、弁天町三丁目（E工程）

(3) 自主事業の推進

①登記基準点の設置

嘱託登記業務においては原則として基本三角点・街区基準点等の成果を基に業務処理を行い、愛媛県土地家屋調査士会の指導・点検を受け、登記基準点の設置を行う。

②境界標の埋設

法務局地図作成事業及び地籍調査事業、並びにその他嘱託業務において不動産の権利の明確化に寄与する為、全点境界標設置を原則に業務を実施する。

(4) 業務処理と成果検査体制の検討

業務処理システムを有効利用し、業務進捗状況を把握し、納期厳守・業務処理の迅速化並びに事務局と社員との適切な連携を図る。成果品の検査による品質維持及び平準化を図る。

(5) 研修会その他

本会・支部が実施する、官公署及び一般市民を対象とした啓発活動に、協会・社員も積極的に参加するよう対応する。

不動産登記法・登記事務取扱要領、業務取扱要領等に則した業務処理を行うため、本会・支部が実施する研修会への参加を奨励し社員の専門的能力のさらなる向上を図る。

支所から要請があれば、担当社員の選定や業務処理に関して、必要な助言や協力を行う。

業務処理に際して労災保険の加入、現場に応じた適切な保護具の着用等の安全対策の実施について啓発を行う。